青葉　ニュースレター

Ｖｏｌ．55

2016 年 1 月 9 日

はじめに

本報告書について

本報告書は、青葉ビジネスコンサルティングが独自で作成したものです。

本報告書の目的

本報告書は、主に中国へ進出されている又はこれから中国進出を検討されている日系企業の皆様を対象に、中国国内での経営活動や今後の中国ビジネスに重大な影響を及ぼしうるような国家・地方レベルの最新の法律法規と関連政策の主な内容とその影響、日系企業をはじめとする外資系企業の取るべき主な対策などを紹介することを目的として作成されています。従って、青葉ビジネスコンサルティンググループは、お客様の上記以外の目的での利用によって生じるいかなる結果や損害についても責任を負いません。

免責事項

1. 本資料はあくまでも参考用として作成されたものであり、法律や財務、税務などに関する詳細な説明事項や提案ではありません。
2. 青葉ビジネスコンサルティンググループ及びその傘下の関連会社は、本報告書に於ける法律、法規及び関連政策の変化について追跡報告の義務を有するものではありません。
3. 法律法規の解釈や特定政策の実務応用及びその影響は、それぞれのケースやその置かれている状況により大きく異なるため、事前に専門家にお問い合わせください。

青葉ビジネスコンサルティンググループ:

香港:香港湾仔港湾道 30 号新鴻基中心 3 階
TEL:(852)2802 1092　　FAX:(852)2850 7151
北京:北京市朝陽区建国門外大街 26 号長富宮弁公楼 8 階 8006 室
TEL:(86-10)6522 8158　　FAX:(86-10)6512 7168
広州:広東省広州市体育西路 109 号高盛ビル 12 階 B 室
TEL:(86-20)3878 5798　　FAX:(86-20)3878 5337

目次

市場準入ネガティブリスト制度の意見に関する国務院の意見 4
【背景】.... 4
【影響】.... 4
【主な内容】.... 4
【法規リンク】.... 6
中国、一部の業界の企業登録資本金最低限度額設定を撤廃 .. Error! Bookmark not defined.
【主な背景】.... Error! Bookmark not defined.
【主な影響】.... Error! Bookmark not defined.
【主な内容】.... Error! Bookmark not defined.
【法規リンク】.... Error! Bookmark not defined.
映画などの輸出課税サービス業界に対するゼロ税率(増値税)の適用政策の通知 Error! Bookmark not defined
【主な背景】.... Error! Bookmark not defined.
【主な影響】.... Error! Bookmark not defined.
【主な内容】.... Error! Bookmark not defined.
【法規リンク】.... Error! Bookmark not defined.

市場準入ネガティブリスト制度の意見に関する国務院の意見

【背景】

一般的に、ネガティブリストは一国における外資参入の制限または禁止の領域範囲を公に確定するためのリストである。中国では、当該制度は2013 年上海自由貿易区で実施が始まった時点に遡ることができる。国務院は、市場改革を深化させるために、2015 年 10 月 19 日に「意見」を発表し、ネガティブリストの市場準入制度を外資だけから内資を含めた全ての投資までにその対象を拡大させた。更に、今年の 12 月 1 日から 2017 年 12 月 31 日までに、ある指定地区で市場準入ネガティブリスト制度を試行することを明確にした。今回の試行を通じて、全国統一の市場準入ネガティブリストとそれに関係する体制メカニズムの構築を検討した上で、2018 年から、全国で正式的に実行することになる。

【影響】

中国では元々の投資領域市場準入制度は厳格なポジティブリスト制度であった。即ち、投資は政府の審査許可を前提として、法律法規上で認められる領域、業界、業務への投資に限るものであった。しかし今回の「意見」において、ネガティブリスト制度を提起した。つまり、投資領域に「ブラックリスト」を設定することで、「ブラックリスト」以外の投資領域に市場主体（企業）が平等に参入することができる。つまり「法律上禁止されていなければかまわない」という原則を体現するものとなっており、中国の対外開放が新たな段階へ移行したことを示している。行政上の審査の手間が大幅に省かれ、民営企業と外資投資者にとって良いニュースと言えよう。

【主な内容】

「意見」の主な内容は以下の通りである。

一、市場準入ネガティブリストの類別

準入禁止類：参入が禁じられている分野で、行政機関は関連する手続きの受理、審査及び許可を行ってはならない。
準入制限類：企業と個人の市場主体から申請の提出があったら、行政機関は法規に基づき、参入の承認を下すか、あるいは市場主体が政府規定の準入条件と準入方式に則り、参入するかのいずれかになる。

ネガティブリスト以外の業界、領域、業務等について、各市場主体は法律法規を守った上で、公平に参入することが可能である。

二、ネガティブリストに適用する対象

ネガティブリストには市場準入ネガティブリストと外商投資ネガティブリストを含んでいる。市場準入ネガティブリストは中国国内外の投資者への統一的な管理に適用する対策であると同時に、各市場主体に対する市場準入管理の統一的な要求ともなっている。外商投資ネガティブリストは国外投資者の中国での投資経営行為に適用し、外資投資の参入に対する特別な管理対策である。

三、ネガティブリストの制定原則

法治原則、安全原則、漸進原則、必要原則、公開原則

四、実施プロセス

先行試行、漸進普及の原則に則り、2015 年 12 月 1 日から 2017 年 12 月 31 日まで、いくつかの地区で市場準入ネガティブリスト制度を試行し、経験を積んだ後、制度を改善させることになっている。また全国統一の市場準入ネガティブリストそれに関係する体制メカニズムを形成してから、2018 年から正式的に実行することになる。

五、確認方法及び現行制度との引継ぎ

市場準入ネガティブリスト及び行政審査許可事項リスト、「産業構造調整の指導目録」、「政府許可上の投資項目目録」及び法律、行政法規、国務院によって決定・設定された市場準入管理事項において、十分な引継ぎ行う。

六、保障措置

市場準入ネガティブリスト制度とそれに関係する健全な準入体制、審査許可体制、監察管理体制、社会信用体系及び激励懲戒体制、情報開示制度及び情報共有制度、法律法規体系の 6 つを確立させることで、市場準入ネガティブリスト制度を保障する政策を確実なものとする。

七、関連する体制の改革と制度構築のスピード加速

市場準入ネガティブリスト制度とそれに関係する健全な準入体制、商事登記制度、外資投資管理体制を早急に確立させ、公平な取引かつ平等

な市場競争をもたらす環境を構築する。

【法規リンク】

「市場準入ネガティブリスト制度の意見に関する国務院の意見」

http://www.gov.cn/zhengce/content/2015-10/19/content_10247.htm